

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
12	指定事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の45の6第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
13	障害支援区分の認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第21条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
14	介護給付費等の支給要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
15	支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第7項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
16	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第2項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
17	障害支援区分の変更認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第4項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
18	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
19	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
20	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課
21	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
22	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
23	地域相談支援給付費等の相談支援給付要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
24	地域相談支援給付要否決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第7項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
25	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
26	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
27	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
28	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
29	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
30	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
31	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
32	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
33	支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
34	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
35	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
36	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
38	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第16条	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
39	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第26条の8	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
40	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第33条第1項	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
41	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の1第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
42	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課
43	通所給付決定の変更承認	児童福祉法	第21条の5の8第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
44	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
45	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
46	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の29第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
47	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
48	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課
49	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
50	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
51	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
52	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
53	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
54	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2	即日	—	法令のとおり	—	町民課
55	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条	即日	—	法令のとおり	—	町民課
56	個人番号カードの交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第17条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
57	個人番号カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令	第28条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課
58	個人番号カードの有効期間内の交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令	第29条第1項	45日	—	法令のとおり	—	町民課
59	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	町民課
60	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	町民課
61	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条	60日	—	法令のとおり	—	町民課
62	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
63	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2第12項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
64	地縁による団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3第2項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
65	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31第2項	30日	—	法令のとおり	—	町民課
66	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
67	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
68	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
69	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
70	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課
71	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	町民課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
72	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	町民課
73	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	町民課
74	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	即日	—	法令のとおり	—	町民課
75	墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	町民課
76	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	町民課
77	要介護認定	介護保険法	第27条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
78	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
79	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
80	要支援認定	介護保険法	第32条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
81	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
82	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
83	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	保険課
84	居宅介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第41条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
85	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
86	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第42条の2第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
87	地域密着型介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第42条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
88	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであつて、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
89	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
90	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
91	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第46条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
92	居宅介護サービス計画費の支給（償還払い）	介護保険法	第46条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
93	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであつて、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
94	施設介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第48条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
95	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであつて、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
96	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	保険課
97	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
98	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項	120日	—	法令のとおり	—	保険課
99	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
100	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであつて、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
101	介護予防サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第53条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
102	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
103	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第54条の2第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課
104	地域密着型介護予防サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第54条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
105	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
106	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
107	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
108	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第58条第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課
109	介護予防サービス計画費の支給（償還払い）	介護保険法	第58条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
110	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
111	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条	30日	—	法令のとおり	—	保険課
112	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
113	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の2第1項	120日	—	法令のとおり	—	保険課
114	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の3第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
115	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
116	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12	2か月	—	法令のとおり	—	保険課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
117	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	保険課
118	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
119	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21	2か月	—	法令のとおり	—	保険課
120	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31	2か月	—	法令のとおり	—	保険課
121	被保険者証の交付	介護保険法施行規則	第26条第1項	即日～30日	—	法令のとおり	—	保険課
122	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
123	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則	第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	30日	—	法令のとおり	—	保険課
124	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則	第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	即日	—	法令のとおり	—	保険課
125	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	介護保険法施行規則	第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	30日	—	法令のとおり	—	保険課
126	被保険者証の交付	国民健康保険法	第9条第2項	即日	—	設定している	—	保険課
127	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	保険課
128	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項及び第2項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
129	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項、第3項、第4項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
130	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
131	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
132	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
133	高額療養費(外来年間合算)の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
134	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3	70日	—	法令のとおり	—	保険課
135	特別の事情に関する届出	国民健康保険法施行規則	第5条の8	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	保険課
136	被保険者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
137	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
138	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
139	基準収入額適用申請	国民健康保険法施行規則	第24条の3	30日	—	法令のとおり	—	保険課
140	食事療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項	即日	—	設定している	—	保険課
141	食事療養減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項	即日	—	設定している	—	保険課
142	食事療養標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
143	生活療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第2項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
144	生活療養標準負担額減額認定証の再交付（第26条の3第5項準用）	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第4項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
145	生活療養標準負担額減額認定証の特例（第26条の5第1項準用）	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第6項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
146	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定	国民健康保険法施行規則	第27条の12の2第1項	14日	—	法令のとおり	—	保険課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
					標準処理期間を定めない理由			
147	特定疾病の認定	国民健康保険法施行規則	第27条の13第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
148	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項	即日	—	設定している	—	保険課
149	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第2項	即日	—	設定している	—	保険課
150	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第5項	即日	—	設定している	—	保険課
151	限度額適用認定証(現役並み)の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第2項	即日	—	設定している	—	保険課
152	限度額適用認定証(現役並み)の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第4項	即日	—	設定している	—	保険課
153	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第2項	即日	—	設定している	—	保険課
154	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第4項	即日	—	設定している	—	保険課
155	教育・保育給付の認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項及び第3項	30日	—	設定している	—	子育て・健康課
156	教育・保育給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第1項	30日	—	設定している	—	子育て・健康課
157	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の5第1項	30日	—	設定している	—	子育て・健康課
158	施設等利用給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の8第1項	30日	—	設定している	—	子育て・健康課
159	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て・健康課
160	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法	第32条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て・健康課
161	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法	第43条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て・健康課

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
162	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第44条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て・健康課
163	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども・子育て支援法	第58条の2	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て・健康課
164	支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第16条第1項	即日	—	法令のとおり	—	子育て・健康課
165	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て・健康課
166	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項及び第2項	30日	—	法令のとおり	—	子育て・健康課
167	児童手当の増額改定	児童手当法	第9条第1項	30日	—	法令のとおり	—	子育て・健康課
168	家庭的保育事業等の認可	児童福祉法	第34条の15第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て・健康課
169	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て・健康課
170	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て・健康課
171	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項	10日	—	設定している	—	子育て・健康課